

平成30年11月13日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成30年11月13日（火）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第3.4委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- |    |       |   |
|----|-------|---|
| 第1 | 議第29号 | 議事録署名委員の指名に関する件                             |
| 第2 | 報告第7号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                     |
| 第3 | 議第30号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件                    |
| 第3 | 議第31号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件                    |
| 第4 | 議第32号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件 |

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久  
係長 芹 口 孝 直  
係 安 方 含

事務局長 皆さん、改めまして、こんにちは。  
 それでは、平成30年度の第8回阿蘇郡高森町農業委員会を開きたいと思います。  
 本日は高森町農業委員会委員13名のうち、全員の方が出席されておられます。  
 高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをここで御報告いたします。  
 また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。  
 まず、会長より御挨拶を申し上げます。

議長 改めまして、お疲れでございます。こんにちは。  
 午前中から大事していただきました委員さんもいらっしゃいますけれども、また忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。  
 今日も若干の、あんまり多くはございませんが、議案がございますので、慎重に審議をしていただきたいと思います。さらに、終了後には御案内のとおり、適正化委員との合同会議も設けられてありますので、そのところもよろしく願いいたします。  
 今日はお疲れでございます。  
 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。  
**「議第29号」**

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。  
 本委員会の決定に附する。  
 平成30年11月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議事録署名人の選定をしなければいけません、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長に一任。

議長 はい。それでは、4番の竹内委員と5番の古庄委員、よろしくお願い申し上げます。  
 続きまして、「報告第7号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
 別紙のとおり本委員会に報告する。  
 平成30年11月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。  
 こちら、相続の案件となっておりますので、事務局のほうより説

明させていただきます。

資料の4ページをお開きください。

報告第7号、農地法第3条の3の規定による届出について。

番号1につきましては、4ページのとおりです。補足資料につきましては、2ページと3ページになります。

続きまして、番号2、こちらも同ページ、4ページのとおりとなっております。補足資料は4ページです。

続きまして、番号3、こちらも4ページのとおりです。補足資料につきましては、5ページとなっております。

続きまして、番号4、こちらも4ページのとおりです。補足資料については、6ページです。

議長 今、4つ上がってまいりましたけれども、何か御意見等ございませんでしょうか。

(複数委員) ありません。

議長 ないということで。

続きまして、「議第30号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成30年11月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 この件につきましては、本来ならば古庄委員さんのところの管轄でございますけれども、近所でございます直接私に相談がございましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

番号1、内容としましては6ページ、補足資料としては8ページということになっておりますので、よろしくお願いたします。

それから、無断転用ということで始末書も提出させておりますので、よろしくお願いたします。

事務局 農地委員会、芹口です。添付されております始末書のほうには、平成元年ごろと書いてありますので、もう30年はゆうに経過しているものと思われれます。始末書は添付されております。その資料内にはないですが、申請書のほうに。

議長 というようなことで、もう30年も経つとるので。無断転用でございますけれども、そういうことでございますので、よろしゅうございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 これも、承認をいたします。

続きまして、「議第31号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

	平成30年11月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議長	担当委員の矢津田さん、よろしくお願ひします。
1番委員	1番、矢津田です。よろしくお願ひします。
	議第31号、農地法第5条審議資料。
	8ページのとおりです。付属資料につきましては、11ページ、12ページです。ちょっと詳細について、私のほうにちょっと相談がなかったのので、事務局のほうから、あれば説明をお願ひします。
事務局	こちらの内容のほうについて、申請書の内容について事務局のほうから説明させていただきます。
	こちら補足資料の11ページにあります、北側が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から下ってきた道になります。その道沿いにあります畑ですね、現在は12ページのとおり、もう雑木等が生えており、耕作放棄地の状態になっております。転用理由にもありますとおり、現在の所有者は遠隔地に居住をしているため耕作することは難しいものと思われまふ。今後は、太陽光発電を設置し、土地が荒廢することを防止するためとなっております。
	転用後の太陽光設備につきましては、太陽光パネルを216枚、59.4kwの太陽光発電施設を1基設置する予定です。建築面積は1,500㎡、それから500㎡を管理用道路として転用する計画となっております。
	以上です。
1番委員	ここは通るたびに思ひますども、やはりイノシシが出るような荒れ地で、このままにしておくのもやっぱりちょっといけないかなということで、私も見ておひります。
議長	今、説明があつたとおひりでございまして、私も度々あそこを通ひりますが、今は畑だつたかなというような状況になつておひるのも、これは事実でございまふ。こういったことで申請が出されておひりますけれども。御意見等ございませんか。これは、〇〇〇君の上になるかな。すぐそばが住宅だし。
1番委員	もう、5、6年荒れておひります。その前は、菜園でした。
議長	屋敷のすぐ上ぐらいになる。
1番委員	私が見たところ畑として作れる面積でもない。
議長	隣接したところには、畑はもうない。
1番委員	畑はない。
議長	道路で遮断されておひり、あとは山です。
	何かございませんか。
(複数委員)	異議なし。
議長	異議ないということで、承認したいと思ひます。

事務局	<p>続きまして、「議第32号」          農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。          別紙のとおり本委員会に報告する。          平成30年11月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。          こちら、農業経営基盤強化促進法に係るものになりますので、事務局のほうから説明させていただきます。</p>
議長	<p>議第32号、審議資料としまして、10ページから12ページ、補足資料につきましては14ページから21ページの資料になります。内容としましては、こちら、親子間の使用貸借権の契約になります。今年の12月31日までで3条で使用貸借権を設定されておりましたが、そちらのほうの期限がもう切れてしまうため、今回基盤法での利用権の設定を10年間するものになります。          主な作物は、ほとんど畜産で牧草になります。          契約公開というような形になりますけれども、また今から10年間、親子で協定を結ぶというようなことですが、これでしょうか。</p>
(複数委員)	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは、そういったことで承認をしたいと思います。          これで予定の審議を終わらせていただきます。          ありがとうございました。          以下余白</p>

平成30年11月13日高森町農業委員会総会の議事録  
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員